

第50回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成26年 9 月 12 日

開 催 場 所 プリムローズ大阪 2 階 「鳳凰」

第50回大阪府環境審議会会議録

平成26年9月12日

司会（岡野課長補佐） 長らくお待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第50回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部環境農林水産総務課の岡野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の石川から御挨拶を申し上げます。

石川環境農林水産部長 大阪府環境農林水産部長の石川でございます。

本日は委員の皆様方、大変御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素から、環境行政はもとより、府政の各般にわたりまして御支援、御協力を賜っておりますこと、この場をおかりしまして感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本日、御審議いただく事項でございますが、まず諮問案件として1件、「リサイクル製品認定制度のあり方について」でございます。

大阪府では平成16年度にリサイクル製品認定制度を創設いたしまして、リサイクルの促進、あるいは循環型社会の形成に寄与する事業者の育成などに務めてまいったところでございますが、今般、制度創設から10年になりますことから、より質の高いリサイクルの促進をする制度となるよう、今後の認定制度のあり方について御意見を求めるものでございます。

次に、前回の審議会で諮問させていただきました「土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について」でございます。

審議会におかれましては、専門部会を設置いただきまして、不適正な埋め立て等の防止を諮っていくため大阪府の規制制度はどうあるべきかにつきまして御審議いただいていたところでございます。部会におかれましては、非常に短

い期間に集中的に御審議をいただきまして、大変御苦勞をおかけしたと思っております。この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。

本日は、その部会からの検討結果の報告をいただくということでございます。

さらに、報告事項として3件ございます。環境総合計画部会、環境・みどり活動促進部会、リサイクル製品認定部会からの報告でございます。部会におかれましては精力的に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、以上の案件につきまして委員の皆様方の忌憚のない御意見、御提言をお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

司会（岡野課長補佐） 次に、資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様のお手元に議事次第、その裏面でございますけれども、資料の一覧、本日の配席表、大阪府環境審議会委員名簿、大阪府環境審議会条例をお配りしております。

それから、本日追加で配付させていただいております資料について御説明いたします。資料1-1でございますけれども、これは本日諮問させていただく諮問文の写しでございます。さらに、追加の資料といたしまして、資料2-2、土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について、部会報告でございます。それから、ホチキスどめでA3横の資料ですが、資料3-1でございます。**2013（平成25年）度おおさかの環境の状況(概要)**、あわせまして、資料3-2、3-3は修正がございましたので改めてお配りをしておりますので、こちらの資料をごらんいただきたいと思っております。

それから、資料番号はつけておりませんが、最後のその他の事項で御紹介する資料といたしまして、A3の横の裏表の資料とA4のホチキスどめの資料をお配りしております。大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関する調査検討(中間まとめ)の概要、それから、中間まとめの本体でございます。

不足はございませんでしょうか。

その他の資料につきましては、事前に送付させていただいておりますとおりでございます。

なお、委員の皆様の一冊資料の下には出席確認票をお配りしております。お

名前をお書きいただきまして、お帰りの際、机の上に置いていただきますと幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本年6月に開催いたしました第49回環境審議会以降に、新たに御就任いただいた委員の方の御紹介をさせていただきます。

まず、大阪府森林組合代表理事組合長の栗本委員でございます。大阪市立大学名誉教授で都市リサイクル工学研究所の山田委員でございます。

近畿地方整備局長の森委員、近畿運輸局長の土屋委員、近畿地方環境事務所長の秀田委員に新たに御就任いただいておりますが、本日は代理の方に出席いただいております。配席表を御参照願いたいと思います。

その他の御出席の委員及び幹事の皆様につきましては、同様にお配りしております配席表にお名前を記載させていただいておりますので、御紹介は省略させていただきます。

なお、本日、御出席の委員でございますけれども、委員定数44名のうち34名の方に御出席いただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

本日は諮問事項が1件ございますので、資料1-1のとおり大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。準備をさせていただきますので、しばらくお待ちください。

石川環境農林水産部長 大阪府環境審議会、会長、奥野武俊様。大阪府知事、松井一郎。

リサイクル製品認定制度のあり方について（諮問）。

標記について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願いいたします。

司会（岡野課長補佐） それでは、これ以降の議事につきましては、奥野会長にお願いしたいと思います。

奥野会長、どうぞよろしく願いいたします。

奥野会長 奥野でございます。よろしく願いいたします。

議事の案内に沿って進めさせていただきたいと思います。委員の皆様のおかれましては協力のほう、よろしく願いいたします。

まず、審議事項の第1番目は、リサイクル製品認定制度のあり方についての諮問ということでございます。事務局から、まずこの諮問の内容について御説明させていただきたいと思います。

水丸循環型社会推進室副理事 循環型社会推進室の水丸でございます。

私のほうから「リサイクル製品認定制度のあり方の諮問について」説明させていただきます。

資料は1-1、ただいまの諮問文の写しと、資料1-2、A3の1枚ものの資料がございますが、A3の資料1-2で説明させていただきます。資料1-2をごらんください。

まず、資料左側のリサイクル製品認定制度、現在行っている制度の概要でございます。この制度は、先ほど部長の挨拶にもございましたように、環境負荷の少ない循環型社会の構築、リサイクル関連産業の育成やリサイクル製品の普及啓発を目的としたものでございます。製品の募集と認定につきましては、平成16年度から毎年2回実施しており、今年で10年が経過したところでございます。なお、平成22年度からは、申請手数料を徴収する形になっております。

その次、認定の対象となる製品でございますが、大阪府内で排出されました循環資源を材料として日本国内で生産された製品でございます。申請された製品につきましては、本審議会のリサイクル製品認定部会、本日もこの後、報告事項の中で今年度1回目の認定に関する審議結果の報告がございますが、その認定部会で審査していただき、循環資源の使用率等の認定基準を満たすと認められた製品を認定しております。なお、認定の有効期間は3年でございます。

また、認定した製品には認定証を交付するとともに、図1にございますような認定マークを付与いたしまして、企業に活用していただいております。

その下4のところ、認定の現況を示しておりますが、認定製品数は、手数料の徴収を始めた平成22年度の前後にちょっと減少しておりますが、近年は270前後で推移しております。また、認定製品の内訳を見ると、土木建築資材が約7割以上を占めている状況でございます。

その下5で、主な取り組みといたしまして、認定制度や認定製品の普及に係る府の主な取り組みを記載しております。ちらし等の作成・配布、府のホームページへの掲載、ネットショップの開設等を行っております。

次に、資料右側の上の枠、リサイクルの現状と課題でございます。

まず、1、リサイクルの進展状況でございますが、国が循環型社会元年と位置づけました**2000年**（平成**12年**）からのこれまでの十数年間でリサイクルに関するさまざまな施策が進展してまいりました。その結果、国の循環型社会推進計画の指標である資源生産性やリサイクル率、最終処分量の近年の全国値の推移は表1のようにいずれも改善しております。しかしながら、土木工事等に使用される土石系を除いた資源生産性は横ばいであるなど、資源の種類による差が大きい状況にあります。

また、表2の主な循環資源の種類別のリサイクル率を見てまいりますと、リサイクル率が高い水準にあるものや、近年向上してきたものも多くなっております。しかし、例えば図2に示したプラスチックのように、熱回収を行うサーマルリサイクルの割合が高く、繰り返し利用が可能なマテリアルリサイクルの割合が低いというものもございます。

次に、この枠の下のほう、2の目指すべき循環型社会の方向性でございます。

現在の大阪府循環型社会推進計画におきましては、その基本方針として、従来からの3Rの推進に加えまして、新たにリサイクルの質の確保と向上の観点から、素材へのリサイクルなど、繰り返しリサイクルが可能な、より質の高いリサイクルを優先することを掲げております。

また、国が平成**25年**に策定いたしました第三次循環型社会形成推進基本計画におきましても同様の方向性が示されているところでございます。

続きまして、その下の枠、認定制度の現状と課題でございます。

本年6月に実施いたしました認定企業アンケートの結果でございますが、認定制度について、「認定は販売に欠かせない」または「あったほうがよい」との回答が**85%**でございます。有効な制度と一定評価をされております。また、エコマーク等の全国的な制度とはすみ分けて活用されているということでございます。

一方、認定製品の内訳を見ますと、土石系以外の循環資源を原料とした製品、例えば廃プラスチックや廃ガラスなどを原料とした製品が少なく、また、繰り返しリサイクルが可能な製品が少ないという課題があります。

最後に、一番下の検討内容とスケジュールでございます。

検討内容といたしましては、リサイクルの現状や循環型社会の今後のめざすべき方向性を踏まえまして、この制度が、より質の高いリサイクルを促進する制度となるよう、そのあり方について御検討いただきたいと考えております。

また、スケジュールといたしましては、本日、諮問させていただいた後、製品の認定について御審議いただいておりますリサイクル製品認定部会におきまして専門的な観点から御審議いただき、部会の検討結果を年度内に取りまとめの上、来年度、第1回目の本審議会にて御答申をいただきまして、その後、答申を踏まえた新たな制度に移行していきたいと考えております。

以上で、諮問についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

奥野会長 ただいまの、あり方をもう一度見直しましょうということに関する問題について、御質問あるいは御指摘、コメントございませんでしょうか。

大阪府で10年続いてきて、このリサイクル製品を認定するという部会をつくって、そこで認定してきた。結果が今、説明あったようなところですけど、やっぱり、ここで見直すのがいいんじゃないかということでございますが。

ちょっとフライングですけど、実はよく見ると、このA3の1-2の一番最後に、この審議するところをリサイクル認定部会と書いてあるんですけど。こういう諮問については、部会を設けて集中的に審議していただくのがいいと思いますので部会を設けるのですが、リサイクル認定部会というのが実はありまして、そこで話し合ってもらうのが一番いいのではないかと、私が提言して、皆さん、「はい」と言ったらここに書くことになるんですけど、そこがうまくないので別に委員会を設けましょうということほとんどないと思いますので、既に私たちが置いていますリサイクル製品認定部会に、このあり方も考えてくださいということにここで決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長 では、そういうことで、認定部会の方には仕事が、今までと違うことが増えますが、あり方について検討していただいて、ここに結果を出していただくということでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

では、今日のメインのと言ったらあれなんですけど、この前の審議会のときに、途中でもう一度やらないといけませんとお話ししましたのが、審議事項2の問題でございまして、「土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について」ということでございます。これは6月に行われました審議会のときに、専門部会を設けて集中的に審議していただきましょうということでお願いいたしました。

先ほど挨拶にもありましたけど、非常に短い時間で集中的に審議していただいて、そして、ここでお諮りするということに今なりました。部会長をお願いしました山田委員から報告をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

山田委員 土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方検討部会長の山田でございます。専門部会における検討結果について報告させていただきます。

まず、審議経過ですが、本年6月19日の前回の審議会において、「土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について」諮問を受け、専門部会を設置し検討することになったものでございます。7月24日に第1回の部会を開催しまして、9月1日の第4回まで集中的に審議、検討を重ね、部会報告を取りまとめました。

それでは、その内容を御紹介します。

お手元のA3横長の資料2-1が部会報告の概要、A4のホチキスどめの資料2-2が部会報告でございます。資料2-1を用いて説明させていただきます。

裏表になっていまして、①の左上にあります「背景・課題」の欄をごらんください。今回の検討の対象であります土砂については、その多くが建設工事において発生する、いわゆる建設発生土です。

最初に、この建設発生土のフローですが、右側の図に示していますとおり、発生した現場内で再利用されるもの、これは図中の左上と右下にあります⑩

に該当します。また、左下の①ですが、場外へ搬出されるものは、その内訳を右方向に矢印で示していますが、②の工事間利用されるもの、③の土質改良プラントに搬入されるもの、⑤として、農地のかさ上げに利用されるもの、いわゆる残土処分場等に搬入されるもの、また、ストックヤードにおいて一時的に滞積されるものなどがあります。

土砂の埋立て等の行為が適正になされるためには、当然、このようなフロー全体、つまり、土砂の発生、再利用、埋立てなどの各段階で、関係する主体が適切な取り組みを行うことが必要であると考えております。

そこで、建設発生土の発生側の取り組みですが、国土交通省では建設発生土を含む建設副産物のリサイクルなどを進めるため「建設リサイクル推進計画」や「建設発生土の有効利用に関する行動計画」といった計画を策定し、これを踏まえて、工事の発注者や元請業者等において、発生抑制、現場内利用による搬出抑制、工事間での有効利用などの取り組みが進められています。

また、今般、9月1日、新たな建設リサイクル推進計画が策定、公表されております。これは右側の欄の中段に抜粋を示しておりますが、建設発生土の官民一体的なマッチング強化など有効利用・適正処理の促進強化に係る取り組みが示されたところです。

次に、埋立て等の規制についての現状や課題です。

建設発生土の発生量のうち3分の1程度は建設工事で利用されず、残土処分場等の受入地に搬入されています。これは、先ほど見ていただきました発生土のフロー図の⑤の部分でございます。この残土処分場等における埋立てなどの行為に対して、大阪府では、その安全を確保するための規制制度がない状況です。資料右側の一番下でございますが、開発行為に規制を課す既存法では、災害防止の観点から一定の規制はありますが、それぞれの法律は土砂の埋立て等の行為の安全確保を主目的としておりませんので、こうした個別の法律では効果的な規制指導が困難なケースがあります。

こうした規制等の状況の中で、府域では、中山間部において砂利の採取地の埋め戻しや果樹園などの造成といった名目で、無秩序に土砂が積み上げられる事案があり、本年2月には豊能町で土砂の崩落事故が発生し、住民生活に

大きな影響を与えたところです。

このような埋立て等の行為地の周辺住民からは、災害発生への不安、生活環境への影響への不安などの声が上がっている状況です。

なお、その下にあります米印のところですが、全国で17の府県が一定規模以上の埋立て等の行為について、あらかじめ許可を受けることを義務づける条例を制定しており、府内の6市町でも規制条例を制定しています。

矢印の下ですが、以上のことを踏まえまして、建設発生土の発生側の対策については、今般、国で新たな計画が策定されたことなどから、国等で進める官民一体となった取り組みに期待することとしまして、当部会としては、府民の安全・安心の確保を最優先に、埋立て等の行為の現場において、その行為を適正に実施させるための規制制度のあり方を対象として審議、検討いたしました。

資料の裏側にお移りください。左上ですが、「規制制度の基本的な考え方」です。

先ほど御説明しました規制の現状や府内の状況等を踏まえ、土砂の埋立て等による災害を防止し、生活環境の保全を図るため、府においては土砂の埋立て等の規制に関する条例を制定することが適当です。また、土砂の発生側での取り組みも欠かせませんので、府は国に対して、建設発生土の有効利用、不適正な取り扱いの防止等の観点から、土砂の流れの詳細を把握することや、法制度の整備を含め、より広域的に有効利用等を促進する実行性の高い方策を実施するよう求めていくべきです。

さらに、府域において、府は建設工事の発注者として果たす役割は大きいことから、建設発生土の発生抑制、有効利用の促進などについて工事の設計等で配慮するなど、積極的な取り組みが求められます。

次に、資料の下段、「規制内容等に係る検討結果」です。

規制内容等の検討においては、先ほど説明しました規制制度の基本的な考え方のもと、埋立て等の施工に係る安全の確保や、汚染された土砂が埋立て等に使用されることを未然に防止するための措置等について、特に意を用いました。

条例の基本的な部分についてですが、資料左側の表の中です。まず、条例の対象となる行為です。「埋立て等」という言葉の定義ということにもなりますが、これは、埋立てや盛り土、堆積を含むものとします。

次に、各主体に求められる役割・責務です。埋立て等の行為地において土砂の崩落などの災害や、汚染された土壌の搬入により生活環境への影響などが生じるような不適正な埋立てが行われないよう、行為者や元請業者を想定しておりますが、土砂を発生する者、また、土地の所有者、それから大阪府について、それぞれ責務を規定すべきです。

なお、建設工事の発注者における取り組みも欠かせませんので、さきに述べた大阪府における取り組みはもとより、官民を問わず、発注者が発生抑制などを図るよう設計等で配慮するとともに、元請業者に対する排出土砂の適正処理について指示、また、処理に要する適正な費用負担をすることなど、必要な取り組みが求められます。

次の行ですが、埋立て等の規制は府域全域を対象とし、一定規模以上の埋立て等の行為については、使用される土砂の量が多く災害の発生による被害等が大きいと考えられるため、許可制として、一連の事業活動について規制することが適当です。

次の行に移って、行為の規模を図る客観的な指標としては、行為地の面積を基本とすることが適当です。

具体的な要件については、資料の右上のグラフをごらんください。府域における**500**平米以上の埋立て等の行為の把握件数です。全体で**56**件ございまして、このうち盛り土の高さが**10**メートルを超えるものは**27**件です。なお、この**27**件は、全て**3,000**平米を超えるものとなっています。

こうした状況等を踏まえて、府においては**3,000**平米程度を規模要件として設定することが適当であると考えます。なお、仮に面積要件を**3,000**平米以上と設定した場合、今回の調査で把握された行為の約**84%**が規制対象となります。

次に、市町村条例との役割分担です。府内では5市町で埋立て等の行為を許可制とする条例を制定していますが、これらは**500**平米以上の行為を対象とし

ています。府条例を制定した場合には、同じ目的の条例の規制を重複して課することは合理性に欠けることから、500平米から府条例の規制対象規模までの行為は市町の条例で規制し、それ以上の規模の行為は府条例で規制するよう役割分担することが適当です。これは、今後、新たに市町村において条例を制定する場合も同様です。

また、府条例と同等以上の効果を有する条例を持つ市町村については、府条例の規定を適用除外することを可能とするべきです。

加えて、埋立て等の行為が存在する市町村に対しては、府条例と相まって効果的に不適正な行為を防止するため、条例制定の検討について働きかけるべきです。

次に、右側の表に移っていただいて、主な規制内容です。まず、住民の理解ですが、埋立て等の行為は周辺の住民等にさまざまな影響を与えることが考えられますので、住民の理解を得て進めることが重要です。このため、事業実施前に、行為者に事業の内容を説明会の開催等により周辺住民に周知させることが適当です。

また、許可申請時には、行為地の概要や搬入計画等に加え、災害発生防止対策や生活環境保全対策に関する計画を提出させることも必要です。

行為者の要件です。条例の規定に従った適正な行為の遂行を期待し得ない者を排除するため、許可申請者に係る欠格要件を設けることに加え、事業を計画どおりに遂行するに足る資力等があるかどうかについても事前に確認することが適当です。

次に、安全性の確保です。条例の目的である土砂の崩壊や流出等の災害の発生を防止するため、行為者において安全性を最優先した施行が行われるべきです。その実行性を確保するため、施工に関する技術上の基準を定め、災害発生の防止に万全を期すべきです。

また、府においては、技術上の基準に従い確実に施工させるため、技術指針や審査基準等を整備しておくことも必要です。あわせて、基準への適合状況の確認などのため、適宜、立入検査を実施し、必要な場合は早い段階から是正指導を行い、不適正な行為の防止を図る必要があります。

次に、搬入土砂の搬出元及び汚染の把握です。条例のもう一つの目的である生活環境の保全のため、行為者に土砂の発生場所や、その性状を確認させ、汚染のおそれがないと判断される土砂を搬入させるようにすることが重要です。汚染状況の確認には、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく報告等の情報など、既存の情報があれば、これを活用することが考えられます。

続いて、行為中の定期的な報告です。技術上の基準等に従い、安全性を確保した施工を行うためには、行為者みずからによる日々の適正な施工管理が重要です。このため、行為者は、毎日土砂の搬入量、発生場所等を記載する管理台帳を整備しておくことが適当です。

また、府は、計画どおり土砂の搬入が行われているか確認するため、管理台帳の記載に基づき、定期的に土砂の搬入量等を報告させることが適当です。

さらに、汚染された土砂の搬入により周辺住民の健康に被害が生じるおそれがないか定期的に浸出水等の水質調査を行い、その結果を報告させることが必要です。

次に、規制遵守のための担保措置です。命令、許可の取り消し、さらには、命令に従わない場合等の罰則など、一定の担保措置を規定することが適当です。

最後に、条例の施行前から継続する埋立て等の行為に対する措置です。

条例施行の際に行為が継続している行為についても条例の対象とすることが適当と考えますが、許可が必要となる規模を超える行為が行われている場合は、施工日と同時に違反状態となるため、適切な期間を設定の上、その期間に限って許可不要とする経過措置を設けるべきです。

なお、具体的な検討に当たっては、条例の施行の際に、現に法令等の許可等を受けている行為について、新制度へ円滑に移行するため、既存の権利への配慮など、適切に対応すべきです。

一番下の囲みをごらんください。効果的に不適正な行為を防止するため、行為者への規制に加え、検討を求めた項目があります。

1つは、埋立て等の実施に同意した土地所有者にも相応の役割を担ってもら

うという趣旨から、土地所有者に施工状況の定期的な確認や、不適正な行為があった場合の知事への報告を義務づけること。

2つ目は、不適正な事案に対し命令等を発したにもかかわらず、行為者が従わずに行為が継続されて、住民の生命などに危害が及ぶおそれがある場合、その土地に対して土砂の搬入を早急に停止させるための方策です。

このような制度についても、実現に向けて検討を求めるものです。

以上、大まかに説明させていただきました。府においては、これを参考に、早期に実行性のある条例を制定していただければと考えています。

部会報告は以上でございます。

奥野会長 ありがとうございました。

短期間の間に部会長を初め委員の皆様が精力的にまとめていただきましたことを、お礼申し上げます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問あるいは御意見、コメントその他をお願いいたします。

吉田委員 大変短期間にこのようにまとめていただいたことは、皆様の御努力に敬意を表したいと思います。

実は、全国的に見た場合、面積を**3,000**平米以上ということで、全体の大体**84%**でございますが、全国でいきますと、**1,000**平米以上の決定をしているところが1件、あるいは**2,000**平米以上のところもありますし。そういう意味では、大阪府の場合に、当然6市町村で条例をつくっているところが**500**平米以上ということで、**56**件あるそうですが、適正なところで、実は市町村でももう少し下げてくれへんかという御意見もあるやに聞いておりますが、その点、**3,000**平米以上にされたところの根拠というか、今の説明である程度はわかるんですけど、もう少し詳しく教えていただければと思います。

もう一点、これは担当部局にお聞きしたいのですが、8月に台風の集中豪雨がありましたが、今、埋立てをされているところで土砂の流出等が実態としてあるのかないのか、この点についてもお教えいただければと思うんですが。

それから、もう一点だけね。私どもの地元のほうで土砂の流出があったようにも聞いているんですが、そこで許可申請とは違うようなやり方でやってい

る場合に、条例をつくる時、かなり罰則規定をきつくしないと、それから、命令して聞かない場合は、即許可を取り消すぐらいの姿勢をきちっと示すということが大事なことだと思いますので、その辺しっかりとやっていただきたいと思います。

奥野会長 では、3,000のところから、お願いいたします。

山田委員 どれぐらいの規模からこの条例の対象にするかというのはかなり議論がありましたところで、始まってからも、調査を追加していただいて、かなり現状を網羅したようなデータを得ることができました。それが、このグラフですが、その結果から、本当は狭いところから全て対象にすればよろしいんでしょうが、84%程度でどうだろうかということですが、

また、問題を起こすのは高く積み上げられるところでしょうから、高さも調べていただいたら、3,000平米以上でかなり高いところがあるということから3,000にいたしました。

また、市町でも条例を持たれていますので、そこでは3,000以下のところも対象とされますので、やはり役割分担もしたほうがいいたろうということで、この3,000程度というのを提案させていただいた次第です。

もちろん、これは条例の段階で議論していただいて変えていただいてもいいのですが、このあたりが適当であると部会では考えました。

2つ目、3つ目については、事務局のほうからお願いします。

南部環境農林水産総務課長 面積について、今、部会長が御説明されたとおりでですけど、ちょっとつけ加えさせていただきますと、資料2-2の詳細部会報告の11ページをお開きいただきたいと思います。

まず、10ページから規制対象とする行為の規模について記載してございますが、11ページの上から5行目、「また、規制対象の面積に満たない規模の複数の埋立て等の行為を隣接した土地において実施するような場合」、例えば3,000平米以下であっても、隣接してやってる場合については一体的に見るといことも条例の中では検討したいと考えてございますので、いわゆる許可逃れのような行為があっても、隣接してる場合については規制の対象にするという考えを検討してございます。

それから、2点目の御質問でございます、この間の集中豪雨も含めて、土砂の流出がなかったのかということについては、府内の全ての埋立て地を子細に調査をその後したわけではございませんので、完全に把握はしてございませんけれども、吉田委員がおっしゃってるような事実があったと聞いてございますので、そういう意味からも、早急に条例化して安全な土砂の埋立てへ導いていけるように努力をしてまいりたいと思います。

それから、罰則の部分でございますけれども、以前から厳しい罰則をとということで御指摘いただいておりますけれども、当然ながら命令前置でございますので、命令を繰り返して、それを聞かない場合は罰則と。ただ、それをためらうことなく、警察とも連携をさせていただきまして、罰則規定を設けていきたいと考えていますが、ただ、地方自治法上の最高が懲役2年、100万円になってございますので、今のところそれが限界かなと考えてございます。

以上でございます。

奥野会長 よろしいですか、今のところ。

ほかに、ございましたら、どうぞ。

前迫委員 このあたりは詳しくないんですけども、聞き漏らしたかもしれせん。

埋立てというのは、通常、中山間地のところの窪地というか、というところに埋立てるような書き方がしてありますが、いわゆる谷部を埋立てるときと、あるいは池のようなところを埋立てる、いろんなケースがあると思うんですけども、10メートル以上の盛り土は何件であるみたいな書き方がしてありましたけれども、例えば、山間部の谷部を埋立てることによって喪失される自然への影響とか、土砂災害の影響とか、もろもろあるかと思うんですが、このあたりは、ざっと見ていると、そこまで詳しくは、よくわからないような書きぶりのように思うんですが、そういうことへの配慮ですね。特に私の専門から自然環境への配慮をどういうふうに補填していくかとか、そのあたりがちょっと気になるところがあるんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

山田委員 埋立て等というのは先ほども申しましたように、盛り土、それから堆積という、いろんな形もあるということで、埋立て等とさせていただきます

います。

それから、おっしゃられるように、その場所はいろんな地形のところがありますし、また、いろんな地質のところがありますので、構造基準で最初くりになっていますけれども、こういうところではこういうふうに盛り土するんですよ、埋立てするんですよというようなことを詳しく規定していただくことになっています。そういうことで、対応されるということでございます。

前迫委員 構造上というあたりは、多分、土木的なというか、構造的なところで計算されたもろもろのところでは答えが出るようなものがあるのかと思うのですが、土砂を埋立てることによって、自然環境への評価をどういうふうに定量化して残していくかとか、どういうふうに評価してオーケーを出していくかとか、そのあたりはどういう仕組みに。簡単で結構です。そのあたりを勘案するとき、山田先生がおっしゃったような構造上のというところでクリアされていくのか、どうかというところです。

山田委員 埋立てすることによって環境に対する影響があるので、その場所によってその強度が違いますよね。そのことについては、もちろんそこで埋立て等を行うかどうかは、いろんな判断がされるころだと思っんですね。そのために、住民への説明とか、そういうことを行いながら議論されていくんだらうと思っんですが。

この条例は、そういうことより、むしろ埋立てるということが決まったときに崩壊などが起こらないようにというようなことを重視した条例になっています。もちろん、環境への影響も配慮されねばならないということで、その辺はどこまで規制できるかということにはなりますが。

南部環境農林水産総務課長 まさに山田先生がおっしゃったとおりですけども、今回の規制に当たっての目的が災害の防止と生活環境の保全でございすけれども、当然のことながら、今、前迫先生がおっしゃってるように、周辺環境に与える影響というものについては、生物の問題ですとか、土砂物の問題とかあると思っしますので、こういう前に、そういったものの調査をどういう形でやっていただけるのかというのは、今後、規則なり審査基準、要綱のところ整理をしていきたいと思っでございす。

御指摘、ありがとうございます。

前迫委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

奥野会長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

今の、ちょっと言い過ぎたことを言うと、私のあれか、興味というか、先生のフォローをすると、例えば、大阪府だから余り関係ないかもしれない、北のほうで土砂を埋立てたいとするじゃないですか。ものすごく南のほうからその土地を持ってきたとしますよね。そのままそこに入れていいのというのは、植物学者とか環境みたいな人にとっては、本当に大丈夫って、どうやって調べるのって、フォローするとそんな感じがあるので。

例えば、この報告書で言うと、13ページに汚染された土壌を持っていったらだめというのがあるんですけど、これ、ちょっと何かそういう環境のこともどこかに書いてあるか、今、そう思って見たんですけど、今の先生の話だったら、どこか環境の何かそういうこともどこかに書いてあったらいいのになという感じ。そういう意味ですね、多分、そうでしょう、先生。

前迫委員 そうです。ありがとうございます。

そういうことも含めて、埋立てとか、こういうことというのは、やっぱり数値化されることによって判断されていくことが多いんですけども、構造的に大丈夫だからということだけで、どんどん事が進むと見えないものが失われてしまうとか、先生がおっしゃったように、生態系攪乱が起こるということもあるよねということが、この10年くらいで徐々にわかってきたことでもありますので。

通常であれば、普通の構造的なことをクリアして、土砂災害の発生とかも起こらないし、大丈夫だろうという、割と数式的な構造的なことで割り切れることも多くあったかと思うんですけども、これからの埋立て等を考えるときに、やはり見えないものに対しての影響というか、見えないけれども、長期的に見たときに、こういうことも起こり得るなという、まさに自然環境への影響等とかも、ここに徐々にで結構ですけども、盛り込まれるといいかなということを考えます。

奥野会長 そういう意味ですね、私の翻訳すると、そういう。

ただ、この部会では、一番最初に山田先生がお話しになったんですけど、いっぱいある中で、どこでやるか。これは府民の生活の安全を冒すとか、そういうところで環境という言葉も出てくるんだけど、そういうところでやるので、やっぱり、一番は構造的な問題なんですよ。

でも、これを見ると、汚染とか、そういうことをちょっと書いてあるから、もうちょっと環境問題というような、環境の攪乱というのか、生態系を乱すとか、そんな言葉があると、まだちょっといいかなということだと私は理解しましたけど。山田先生、それで全然問題ないですよ、多分ね。

山田委員 環境の保全というのには、前迫先生が言われているようなことも入っているんだと思います。

奥野会長 そうでしょうね。

山田委員 ただ、これは部会で話しされたことではありませんが、こういう候補地になるのは、その前に石が取られたり、土を採取されてて、もう既に裸になっているようなところをどう修復するかで、そのために土を入れるというところが多いんですね。ですから、そうなる前のところでそういうチェックがなされねばならないんだろうと思います。でないと、前迫委員が言われるようなことを防ぐことが難しいんだろうと思います。

奥野会長 ほかに、ございませんですか。

坂東委員 A3の資料2-1の裏のところにも書いてあります。規制制度の基本的な考え方の、国に対して方策を実施するよう求めていくべきという文言があるんですが、この部会報告並びにきょうの審議を受けて、ここに書かれているようなことを大阪府として国に求めていかれなければならないような気がするんです。

そのときに、教えていただきたいのは、この文章の意味がちょっとわからないということもあるんですが、「発生土の詳細な流れを把握し、それを「見える化」するとともに」という文言があります。見える化するとともにという後ろに、続いて、「法制度の整備を含め、より広域的に有効利用等を促進する実効性の高い方策を実施するよう」云々と。この方策、あるいは法令と、見える化するとともにというのは、別項目のように書いてあるんですが、こ

これは、府としてはどういうことを国に対して要求されていくおつもりか、あるいは、そのこのところの項目分けがどういうものと認識されているのかを教えてくださいたいんです。

南部環境農林水産総務課長 お答えさせていただきます。

「発生土の詳細な流れを把握し、それぞれを「見える化」するとともに」というのは、産業廃棄物の場合はマニフェストというものがございすけども、土砂の搬入・搬出の場合は、発生源から埋立てる間にマニフェストってございせんので、それに似たような制度をつくっていくべきでないのかという点でございす。

それから、「法制度の整備を含め」といいますのは、今、既存法では森林法とか、宅造法とか、砂防法しかございせんので、例えば、埋立て防止法はございせんので、加えて、圏域を越えて今後、土砂が運搬される可能性もございすので、国のほうでそういった法整備も含めて検討いただきたいといったこととございす。

既に、実は国が建設リサイクル推進計画を定める際に、パブリックコメントで、府の意見で、今のようなことを申し上げております。ただ、引き続き、そういったことがかなうように、国に働きかけてまいりたいと考えてございす。

坂東委員 お答えいただいたことで大体わかるんですが、要は、ここに書いておられる文言として、先に御説明になったようなマニフェストのようなものがということ、つくるんだとすれば、それは実効性の高い方策とか、そういうところの中に含まれるもののような気がする。あるいは、法令の整備というもののの中に含まれるような気がするんですが、ここの表現が、それを見える化するとともにというのと、その後の2つの項目、あるいは並んでいるものが、仕分けがきちっとされてなくて非常にわかりにくいような印象だということも含めてなんですが。

山田委員 見える化というのは、調査をして、それを公表するということの意味しています。

奥野会長 そうですね、これなんか見たら。そういう意見だということ、後

でまた考えます。

ほかに、ございませんでしょうか。

かなり多くの方に関心を持っていただいて、これ、早急に府としてやりましょうということ、部会長を初めいろいろ本当に努力していただきましたが、今、幾つか出た意見を踏まえて、これで行きたいと思いますが、最後に坂東先生が言った、この文章どうということもあるので、私も同じようなところを感じますので、悪いですけど、この文言とか、先ほど言った、もうちょっとこの言葉をつけ加えましょうとかというの、最後、私にらせていただくことにして、この審議会ではオーケーということにしたと。

最後、事務局と私とやり合って、もうちょっとここ、今日の意見も考えて変えましょうと。ストラクチャーは変えることできませんが、ちょっと文言だけは少し整理して、これとこれと並ぶんだったら、何か単語を一個入れるとか、そういう工夫を私のほうにお任せいただけるとありがたいですけど、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野会長　そういうことで、私が最後見るということで、本審議会のこれで答申にするということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、これで答申ということにさせていただきましたので、我々の願いは、審議会が一番の願いは、この土砂の埋立てに係る不適切な行為というのが起こらないようにすることと、起こったとしても迅速に対応することと、そのための法整備といいますか、それをきっちりすることですので、改めて府のほうにもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、審議事項は以上でございまして、幾つかの報告事項がございます。

まず最初は、環境総合計画進捗状況を、環境総合計画部会のほうから報告をお願いしたいと思います。

榎村委員　それでは、報告事項1つ目の環境総合計画の榎村でございしますが、それについて御説明させていただきたいと思います。

まず環境総合計画の進行管理につきまして、大阪府より説明をお願いいたし

ます。

南部環境農林水産総務課長 それでは、私のほうから御説明申し上げます。

前のスライドを御覧下さい。大阪の環境の状況につきまして、まず大気の状態について御説明申し上げます。

二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度ともに、グラフでお示ししておりますとおり、年平均値は長期的には改善傾向にございます。しかしながら、光化学オキシダントや微小粒子状物質、いわゆるPM2.5につきましては全観測局で環境保全目標を達成できておりません。このため、光化学オキシダントにつきましては、その原因物質である二酸化窒素と揮発性有機化合物、VOCの排出削減を引き続き進めてまいります。

また、PM2.5につきましては、季節ごとの成分分析などにより一層質の高いデータの収集をはかりますとともに、濃度や注意喚起等の情報につきましては、ホームページや防災情報メール等により府民の皆様へ速やかに情報提供に努めているところでございます。

次に、水質の関係につきましては、グラフは河川の水質でございますけれども、おおむね改善傾向にあります。海域の水質は横ばい傾向が続いてございます。

地球温暖化の関係でございます。グラフ、ちょっと見にくうございますが、一番右の棒グラフ2本並んでございますけれども、これが2012年度の温室効果ガスの排出量を示したグラフでございます。この棒グラフの右側のグラフは排出係数をそれぞれの年度の値で計算いたしております。数字が5,764万トンということで、前年度の2011年度からは4.5%増えておりますけれども、1990年の基準年と比較いたしますと2.5%減少している状況です。

また、排出係数を2008年度の値で固定いたしますと、2012年度のところの左側になりますけれども、4,847万トンありまして、これも基準年と比べますと18.0%減少している状況でございます。

次に、廃棄物の状況です。一般廃棄物につきましては、2012年、これも一番右側でございますけれども、1人1日当たり排出量は1,053グラムと、全国平均の963グラムは上回っておりますけれども、この5年間では、グラフで見ていた

だきますように、約16%減少傾向にあります。

続きまして、環境総合計画部会で行っていただきました点検評価の手順について、簡単に御説明申し上げます。

点検評価は、施策事業ごとの年度ごとの達成状況を中心とした毎年度のPDCAサイクルと、3から4年の複数年度のPDCAサイクルで進行管理を行うこととしてございます。

8月に開催していただきました環境総合計画部会では、25年度に実施した施策事業について、毎年度サイクルの点検評価を実施していただきました。点検評価資料を事務局において作成した上、部会において専門的な観点から点検評価を行っていただいたところです。

これも非常に見にくい資料で恐縮でございますけども、この点検評価表は、施策事業ごとに目的、内容、課題、今後の改善方向も含めて作成しております。

手元の資料にお戻りください。資料3-2の(1)をお開きください。

25年度に講じた施策と実施した事業の点検評価結果の主な内容についてお示ししてございます。この資料では主な事業ごとに、それに対して実施した実績の数値を示しております。進捗状況について、想定どおりであったかどうか、星の数で示しております。

例えば、資料の右側の下、「全てのいのちが共生する社会の構築」の中で、共生の森づくり活動推進事業では、年度当初の取り組み目標は、府民活動参加1,200人などとしておりますが、それに対しまして、実績は1,700人を超える府民の参加を得ましたので、進捗状況は星3つで、おおむね想定どおりという評価を行ってございます。

続きまして、次の資料3-2の(2)をお開きください。

今年度は、単年度評価と重点的な点検評価を行っていただいております。左側の「全てのいのちが共生する社会の構築」では、生物多様性の保全について、また、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」につきましては、みどりや景観、ヒートアイランド対策について実施してございます。

部会の点検評価の結果につきましては、この後、部会長の槇村委員より、資

料3-3に基づいて御報告いただきます。

部会長、よろしく願いいたします。

榎村委員 それでは、環境総合計画部会で点検評価を行いました結果を資料3-3に基づきまして、概要の資料でございますけれども、御説明させていただきます。

まず資料の左下でございますように、先ほど御説明がありましたように、8月18日に環境総合部会を開催いたしまして、平成25年度に実施いたしました施策全般について点検評価を行いました。さらに、2つの分野に絞りまして重点的な点検評価を実施したところです。

また、先ほどの進行管理について御説明がありましたように、計画策定以降3年が経過することから、今年度から複数年度のサイクルの点検評価を行うことといたしておりますので、その方法につきましても、この部会で検討いたしました。

右側の資料に参りまして、点検評価の総括について説明させていただきたいと思っております。

先ほども事務局の御説明にありました手順によりまして、まず、個別の施策、事業について点検評価を行いました。委員の方々から大変多くの指摘や御意見がございましたが、時間の関係上、全てを御紹介できませんので、主立った点を御紹介させていただきたいと思っております。

まず、事業者のCO₂排出量の削減対策など、低炭素のための施策事業につきましては、可能な限りCO₂の排出削減量で効果を示されたいといった意見とか、また、環境イベントは来場者数で評価するのではなく、参加者の環境意識の向上に、いかに貢献したかといった視点で捉えるべきではないかという御指摘がございました。

また、ヒートアイランド対策と省エネ対策の両方に効果のある施策のように、相互に連携して、相乗効果が上げられるような施策にも取り組むべきであるという意見もございました。

次に、下のほうに移りまして、2つの分野を対象とした重点的な点検評価を御説明させていただきたいと思っております。

まず、「全てのいのちが共生する社会の構築」、つまり生物多様性の保全の分野でございますけれども、計画策定以降に顕著となってまいりました病害虫によるナラ枯れの現象とか、手入れの行き届かない山で竹林が拡大しておりますが、こうした放置竹林の問題につきまして、どのように対応しているのかという御指摘がございました。

府のほうからは、現在、被害状況の調査や、枯れた樹木を伐採して、薬剤処理によりまして虫を除去する対策を行っていることや、企業の協力を得まして山の管理を行うアドプトフォレストの制度の活用によりまして、竹の間伐を実施しているといった説明をいただきました。

また、これらの対策につきましては、複数年度サイクルの点検評価を踏まえて、総合計画への反映について検討するという説明を受けました。

そのほかに、大阪府のレッドリストで貴重な生態系を有する地域として示されたアカマツ疎林や広葉樹の二次林などが減少しているという状況を踏まえて、府域の森林の将来像について検討されたいといった意見、また、レッドリストでは、個別の動植物だけではなく、希少な野生動植物が生息している地域についてホットスポットとして指定していますが、指定後の対応についても検討を深められたいといった意見もございました。

次に、右のほうの「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」の分野について、主な意見等を御説明いたします。

まず、ヒートアイランド対策によりまして、熱帯夜数の削減は進んでいるのかといった御指摘がありました。これについて、府からは、地球温暖化の影響により10年間で気温が約0.2度上昇しておりますので、この影響を除外して熱帯夜数を計算したところ、ここ約10年間で熱帯夜数は1.4割減少しており、ヒートアイランド対策によりまして一定の効果はあらわれているという説明がございました。

また、緑地の評価につきまして、緑被率や緑地率といった面積だけで評価するのではなく、生物多様性への影響を含めた評価の方法を検討されたいという意見もありました。

そのほかいろいろあったわけですが、以上のようなさまざまな御指摘

とか意見を踏まえまして、部会では点検評価を行いました結果、各施策・事業につきまして、おおむね適切に自己点検がなされており、順調に進んでいるものと判断いたしました。

この点検評価の結果を踏まえて、事業の見直しや改善等につきまして検討していただき、適宜、次年度以降の施策事業に反映するよう、部会から府に申し伝えたところでございます。

簡単ではございますが、私からの報告は以上です。

奥野会長 榎村委員長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問、あるいは御意見、コメントありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

松林委員 大阪府漁連の松林でございます。

最終処分場の安定的な確保など、今の説明してくださったの、これはお願いになると思うんですけど、これでは星3つなんですけど、安定的な確保。これは最終処分場のことだけですか、これは。

ダイオキシンの数値以上のものを不法投棄されてるというあれは、新聞などで発表されて、ある程度我々にもちょっと迷惑がかかってるようなところがあるんですけど、それに対して何もこれはないんですか。安定的な確保だけって、安定的な確保になってないのと違うの、と思うんですけど。

もうちょっと適切なチェック体制というんか、おたくら指導する立場にないんやったら、そういうところに、相手側は城陽市かな、そういうところにもちゃんと話ししてくれて、受け入れ体制側のほうもしてないさかい、こういうことが起こったんやと思いますわ。

そういうことがあるのに、これ安定的な確保って、ちょっとおかしい、文面的にはないような。そういうことがないようにしてください。我々も大阪湾で生活の糧をしている者から言わせたら。もうちょっと、ちゃんと仕事をしてくださいよ。これやったら、ほんまに何というんかな。

奥野会長 3-2の(1)の上のところですね、松林さん、おっしゃったの。

事務局のほう、お願いします。

田邊資源循環課長 資源循環課長の田邊でございます。

この報告には載せておりませんでしたけれども、ダイオキシンの問題でいろいろ御迷惑をおかけいたしましたところでございます。改善のために、フェニックスセンターのほうでいろいろ検討しております。御迷惑をかけたことはおわびをいたしますとともに、改善のいろんな検討をしているところでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。改善策がまとまりましたら、また御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

奥野会長 よろしいですか。今の質問は、いいですか。

松林委員 結構です。今のような説明は聞いております。

奥野会長 わかりました。

松林委員 この文章には、そういうこと一切書いてなかったんでね。

奥野会長 これ、抜いたところだからかもしれないので、もともとの文章をチェックしていただいた先生方のやつは、これは一部だけですから。さっき、ちょっとスライドに出てましたけど、計画があって、それでずっといくのは、もっと詳しく書いてあるはずですから、そこ、もうちょっと御説明、今できないですけど、お願いできますか。そういうふうになればいいと思います。

松林委員 わかりました。

もう一点、重点分野の点検評価の一番最後の説明ですけど、これには生物多様性の保全とかと書いておられます。大阪湾、海、海域については、これは抜けているんですか。大阪湾、海域は、これは除外ですか。我々が、今、直面してるのは、生物多様性という状態ではないんです。大阪湾の今の状態は。

以前にも言うたと思いますが、栄養塩、窒素とリンが少なくなると魚がないような状態なんです。魚の餌になるプランクトンがない。そういうものを、環境審議会で、以前は大阪湾、汚い、きれいにしてくれと我々の先輩方が言うた。実際、きれいに今なってます。それは、ありがたいと思うてますが、ただ、それに対して、栄養分がほんまにないようになった海水になっているんです。これ以上あんまりきれいにしてもうたら、環境がきれいになって、そのことによって環境を潰してるんじゃないかと。生物多様性の海ではなくなると思いますので、その辺もちょっと何か。

奥野会長 何かありますか、事務局のほうから。

原みどり推進課長 みどり推進課でございます。

海を育てるのが山というはよく言われてございまして、漁民の方とも協力しながら泉南のほうでは森づくりも進めてございますので、その方向で、直接的ではないかもしれませんが、森を育てることで海を育てていくという形で取り組んでまいりたいと思います。

松林委員 山から森、森から川、それが海へ行くというのは、順番はわかっていますわ。そんなもん100年ぐらいかかりませ。

今、下水道の設備でやってる割合を、もうちょっと何とか基準を地域ごととか、季節ごとに、言葉悪い、緩和というんやないけど、国やら府の規定に近いところ、一番高いところですよ。そこまでいけるように何とかできまへんか。もうちょっと大阪湾が栄養のあるような海にしてくださいよ。

奥野会長 どうぞ。

片山環境保全課長 環境保全課長の片山でございます。

今、松林委員の御指摘のとおり、大阪湾におきましては、海域によって栄養塩類の状況が異なっておりますので、きめ細やかな水質管理を行う必要がございますけれども、その方策が、残念ながら確立されてないのが現状でございます。そのため、昨年、今年とかけまして、環境省に対しまして、生物多様性を考慮した栄養塩類の適正な管理方策の確立、そのための調査研究を提案要望してございます。

府といたしましては、今後とも、そういった知見の収集等に努めまして、栄養塩類の適正管理のあり方について検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

奥野会長 ここに書いてあるのは、海のことを書いてないんですけど、陸でも、海でも、領域といいますか、海やったら海域ですね。海域によってかなり違いますから、一緒くたに書くなという意味だと私は受けとめたら、ちょっと今お話しいただいたように、かなりきめ細かく、こういうこともやっていかなければいけないので、今日のところは御理解いただけますか。

ほか、ございませんですか。

府のこういう取り組みに対して、委員会でP D C Aというサイクルでチェックしていただいて、そして検討していただいて、3年たったときにはもう少し違う視点で見直すといえますか、チェックをしていただくというシステムをつくりましたので、ぜひ、これが活かされるように。

先ほどちょっと、自己評価は星3つなんだけど、委員会としては2つでしたとかいうことがあると、すごくわかりやすい。そういうふうになってないんだと思いますけども、委員会としては、ほぼ順調に進んでますねという。やっぱりトータルで見えますので、先ほど松林委員が指摘したようなポイントは結構いろいろあると思うので、それはある程度いたし方ないところがあるんですけども、よろしくお願ひしたいと思いますが。よろしいでしょうか。

じゃあ、総合計画、こういうことに基づいていくということは、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

次は、環境・みどり活動促進部会のほうから報告をお願ひしたいと思います。

藤田委員 環境・みどり活動促進部会の藤田です。

平成26年度審議会審議事項の結果について御報告いたします。

なお、資料4-1に記載しておりますとおり、大阪府環境審議会条例第6条第7項及び大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要綱第4(4)の規定に基づき、本部会の決議を大阪府環境審議会の決議といたしました。

それでは、資料4-2をごらんください。

今年度は、5月30日に第1回目を開催し、みどりづくり推進事業及び環境保全活動補助金事業の審査を、7月23日に第2回目の部会を開催し、おおさか環境賞の選考を行いました。

まず、みどりづくり推進事業の審査結果について報告いたします。

みどりづくり推進事業は、大阪府みどりの基金を活用し、地域住民等の協働による樹木の植栽や園庭の芝生化などの緑化活動に補助を行う事業です。

今回の募集で申請のありました4件につきまして、十分な管理体制がつけられ、維持管理計画が適切かなど5つの審査基準に基づき審査を行いました。審査については、各委員の評価点の合計点数の平均点により事業の順位づけを行いました。なお、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは採

採択しないものといたしました。審査の結果、申請のあった事情計画の内容は、評価点の下限値以上であり、表のとおり高槻市の五領地区学校芝生育成会など4件について補助することが適当と認められました。

続きまして、環境保全活動補助金事業の審査結果について報告いたします。

環境保全活動補助金事業は、大阪府環境保全基金を活用し、民間団体の豊かな環境の保全や創造に資する自主的な活動を支援するため、民間の団体が実施する環境保全などの事業に補助を行う事業です。

募集で申請のあった8件につきまして、府の環境保全・創造への寄与が認められるかなどの4つの審査基準に基づき審査を行いました。審査につきましては、各委員の評価点の合計点数の平均点により事業の順位づけを行いました。なお、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは採択しないものといたしました。

審査の結果、8件は、評価点の下限値以上であり、表のとおり8件の実践、教育啓発、調査研究事業について補助することが適当と認めました。

次に、おおさか環境賞の選考結果について報告いたします。

おおさか環境賞は、環境への負荷の低減や自然との共生、快適環境の創造など、自主的かつ積極的にほかの模範となる環境の保全または創造に資する活動に取り組んでいる団体等の活動を表彰する制度です。

推薦のあった府民活動4件及び事業活動6件の計10件につきまして、地域における活動の推進や貢献が認められるかなど6つの審査基準に基づき審査を行いました。各委員の評価点の平均点による順位づけを踏まえ、大賞、準大賞、奨励賞にふさわしいと思われる活動を選考いたしました。また、本年度より新たに設けられました協働賞については、協働取り組みとして推薦され、大賞、準大賞、奨励賞に選ばれました活動の中から、協働取り組みの適切な役割分担やメリットが認められる活動を選考いたしました。

選考の結果、推薦のあった10件のうち3件は選外とし、7件につきましては、表のとおり、大賞には摂南大学文化会エコシビル部と新関西国際空港株式会社の活動2件が、準大賞には大東環境みどり会の活動1件が、奨励賞にはほかの4件が、それぞれの賞にふさわしい活動であるとし、その中で奨励賞を

受賞いたしましたガールスカウトとオーバル・ハート・ジャパンの取り組みを協働賞にふさわしい活動といたしました。

それぞれの取り組み内容については、資料の4ページから6ページにお示しておりますので、御参照ください。

報告は、以上でございます。

奥野会長 ありがとうございました。

この審査結果につきましては、先ほど先生、お話しになりましたように、部会の決議が環境審議会の決議とされていることではございますが、ただいまの説明に何か御質問、あるいはコメントございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、もう一つの報告ですが、先ほどリサイクルの話で見直すことになったやり方とか、そういうこと、それは、実は今、進んでいる部会からの報告がございますので、よろしくお願ひします。

福岡委員 リサイクル認定部会の福岡です。

今、御紹介いただきましたように、きょうの諮問をいただいて、これから検討してまいります。現在の内容でリサイクル製品の認定の審議を行いましたので、それについて御報告させていただきます。

資料の5-1を御覧下さい。

平成26年度第1回リサイクル製品認定部会を平成26年8月26日に開催したことに関する報告です。

8月11日付で知事から諮問がありましたリサイクル製品の認定について、部会で審議を行っております。この審議結果につきましては、部会の決議が環境審議会の決議となっておりますので、審議しました8月26日の同日付で環境審議会会長名で知事に答申を行っております。

審議の概要についてですけれども、裏面になります資料5-2をごらんください。

諮問がありましたリサイクル製品が53製品で、それにつきまして認定基準を満たしているかなどについての確認を行っております。

2つ目のポツで、審議対象にした製品の内訳を書いております。

初めて申請があったものが4製品、3年間で認定期間が満了しますので、その満了にあわせて再申請されたものが49製品で、計53製品の検討を行いました。

この53製品の内訳としましては、再生舗装材が一番多くて17製品、次いでプラスチック製品が10製品、緑化資材が9製品、タイルブロックが6製品、木製品が5製品、日用品及び骨材・粗骨材がそれぞれ3製品になっております。詳細につきましては、次の別紙に示しているとおりになります。

審議の結果、諮問がありましたリサイクル製品につきましては、全て認定することが適当と認めました。

認定につきましては、平成26年10月1日付で認定される予定だと聞いております。この認定製品の総数は、今後、認定される10月1日時点で270製品となります。

リサイクル製品認定部会の報告は、以上です。

奥野会長 ありがとうございました。

この報告も、先ほどお話にありましたとおり、既に会長名で答申されていることですが、何か御質問あるいはコメントございませんでしょうか。

かなりのたくさんの方の事を認定しつつ、10年たったので、さっきに戻りますが、一番最初に。もうちょっとやり方とか、インセンティブとか、考え直しましょうということですので、期待しながら、先生にちょっと負担になりますが、部会でまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

それでは、きょうの用意いたしました報告まで終わりました、その他とございますが、1点だけ事務局ほうからございます。

原みどり推進課長 みどり推進課の原でございます。

大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関する調査検討（中間取りまとめ）の概要について御報告させていただきます。

お手元のA3の資料に沿って、ポイントを絞って御説明させていただきます。

大阪府では昨年12月に大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関する施策及

び財源の確保のあり方について専門的な立場から御検討いただくため、資料右下にありますとおり、本審議会委員である増田先生を会長に、同じく本審議会委員の藤田先生を初め、地方財政学、森林水文学など専門の先生方6名の委員をもって、大阪府森林保全及び都市緑化の推進に関する調査検討会議を設置しました。

これまでこの検討会議は、ことしの1月に第1回を開催し、その後7回にわたり会議を開催し、府域の森林や都市のみどりを保全・創出し、健全な形で次世代に引き継ぐための新たな施策展開の基本的な考え方や対策、それに伴う財源のあり方について御議論いただき、このたび、中間取りまとめが行われました。

中間取りまとめにつきましては、お手元にA4ホチキスどめの資料を用意してございます。今回、その概要に沿って説明させていただきます。

まず、左側の背景・現状をごらんください。

森林の保全という点からは、関係予算の減少する中、災害の復旧対策に取り組むばかりで、災害の予防的対策という点では十分な対策ができておらず、近年、従来とは違った集中豪雨が多発する中、災害発生リスクの増大が懸念されております。

また、健全な森づくりの点からは、杉・ヒノキ林の多くが収穫期に当たる一方で、就業者の減少などで林業が停滞し、森林の管理が滞るなどの問題が指摘されております。

下段の都市の緑化では、市街化区域内の緑化では全国最低水準にあり、この都市の緑化を加速することが必要なことと考えられております。

資料の右側をごらんいただきますと、以上のような現状・背景を踏まえまして、基本的な考え方において、まず、掲げるべき基本テーマとして、1点目は、自然災害から府民の暮らしを守る、2点目は、健全な森林を“次世代”へつなぐ、3点目は、みどりの充実により魅力ある大阪を創出するの3点を設定いたしました。対策実施に当たっての考え方として、緊急的かつ集中的に対策を講じるものに限定した取り組みを進めることといたしましたものでございます。

資料の裏面をごらんください。

このような考え方にに基づき事業を想定し、一定の試算による事業ボリュームを、概算ではありますが、5年間で合計約**100**億円と算定いたしております。

1点目の自然災害から府民の暮らしを守るにつきましては、現在、災害復旧事業が中心で、予防的措置を講じられていない状況にある中、特に、最近の森林災害で見受けられる危険溪流の流木対策として、山地災害建築で民家に近接し市民の生命などに危険が及ぶと懸念される**40**カ所、**1,000**ヘクタールにおいて、危険木の除去・搬出また簡易流木防止工事の実施など、予防的対策を実施するものです。これらの事業規模を**40**億円と想定してございます。

2点目につきましては、これまでは森林で放置される切り捨て間伐で、木材を利用することがなかなかできていない状況にありましたが、林業の自立化によって、森林を次世代につなぐものです。

具体的には、林業経営が見込めるエリア、府下**4,000**ヘクタール、**40**地区に限定し、間伐材を搬出利用するための基幹的な作業道と集積土場を整備することにより、林業の技術的な基盤をつくるものです。事業規模は**17**億円を想定してございます。

3点目の、みどりの充実により魅力ある大阪の創出につきましては、都市部のみどりのボリュームをふやすものであり、具体的には、中心市街地や主要駅周辺部でのヒートアイランド対策に寄与する緑陰づくりや活用できるみどり空間の創出とし、市民緑地や街道のみどりの一里塚等の整備を行い、都市のみどりを甲子園球場約**50**個分、**200**ヘクタールを創出するものです。この事業は**43**億円を想定してございます。

資料の下段に、本検討会議のこれまでの検討の総括をまとめておりますが、森林率や緑地の占める割合がいずれも全国で最低水準にあり、また、都市と森林が近接し、自然災害への対応が求められる大阪であるからこそ、緊急かつ集中的に、より一層の対策を講じることが必要であり、その財源については、今後、府民税均等割の超過課税を基本に検討を深めることが必要としており、今後、府民の意見を十分に聞くなど、府民協働のもとに取り組むという御意見をいただきました。

今後、府といたしましては、これらの提言に基づいて、府民アンケートやタウンミーティングなど、府民に対してその内容を広く周知し、御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

奥野会長 これは、実は別の会議で、非常にここに関係があるということで説明していますので、皆さんに審議していただくのではなくて、質問でもいいですけど、要望とかがあると、この委員会に対して、もうちょっとこうやれとかいう位置づけだと思いますが、皆さんのほうから何かコメントございますか。

前迫委員 すみません、7回も熱心に御議論していただく中で、ちょっと申しわけないような質問ですけれども、ここに上がっている3項目、災害から市民の暮らしを守る、健全な森林を次世代へつなぐ、そして都市の緑化を充実させると。これ、それぞれ重要なことだと思いますけれども、この中にプラス、これは中間取りまとめですので、今後、御検討というか、文言として入るのかもしれませんが、先ほど海のことをおっしゃっていたように、やはり地域資源をどうするかというところが非常に重要なところでもあって、2番目の健全な森林を、林業経営が見込めるエリアとわざわざ書いてられるということは、かなり人工林に特化した形で、間伐されていないところを間伐して、太い木を切り出すみたいなことをまずやろうというところが少しあるのかと思いますけれども。

このあたりも地域資源という、それは森の地域資源でもあるし、海の地域資源でもあるわけですが、こういうのを活用する方向に健全な森をつくるとか、あるいは大阪府レッドリストがもうできていて、生物多様性というのをにらんで健全な森林というのも当然考えておられると思いますので、そうした意味で、生態系保全であるとか、生物多様性という文言も、この要約された課題の中にキーワードとして入れていただくような形で、議題というか、会議の中では多分そういうことは上がっていると思うんですけれども、要約された中にも、やはり、とても重要なキーワードかと思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。

奥野会長　　そういう要望ということで、聞いていただきたいと。

ほかにございませんですか。

針原委員　　針原と申します。最近任命されましたので、一言。

財源について、府民税均等割の超過課税を基本に検討を深めると書いてありますけど、やはり一番問題となるのは財源だと思います。いわゆる森林税とかいうような名目で府民にアピールするような形でするのか、それとも、均等割の中から、余り名前をつけずに、そこから支出するのか、いろんな考え方があってと思いますが、検討していただければと思います。

奥野会長　　この審議会でいくんだったら、環境税とか何とかいったら、かなり白熱した議論しないといけないかもしれませんが、今の意見はちょっと伝えることになるんだと思うので、これ、財源どうなのというのは、ぜひ、ちゃんと伝えていただきたいと。この審議会で、ここをちゃんと話してというんだったら、我々やりましょうよね。環境税なんていうのは今まで出てきたことないけども、そういうことで。

ほかに何かコメントあれば、ぜひ、これ伝えていただいて、増田先生のこの会議でまた考えて、ひょっとしたら環境審議会でやらないといけないかもしれないですよ。そういう仕組みでいいんですか。僕の説明で合ってますか。いいのかな。その他やから、そういう扱いでいいんですか。

原みどり推進課長　　検討会で検討していきまして、その結果につきましては、またこのような形で、審議会のほうで御報告させていただくことになるかと思っています。

奥野会長　　もし必要であれば、ここでやらないといけない。そういうことでよろしいですね。

ほかになければ、一応用意したものは全部終わりで、約束した時間よりちょっと早く終わりますが、よろしいでしょうか。

本日、どうもお忙しいところ、ありがとうございます。きょうの審議회를終わらせていただきます。

司会（岡野課長補佐）　　どうもありがとうございます。

閉会に当たりまして、環境政策監の竹柴より御挨拶申し上げます。

竹柴環境政策監 大阪府の環境政策監の竹柴でございます。

長時間にわたりまして熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

本日は、部会報告として、していただきました土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方、こちらにつきましては、皆様方の御意見を踏まえまして、修正を奥野会長に御一任いただくことになりました。私どものほうに、その上で答申としていただくということでございますので、その後は実効性のある条例の制定に向けて速やかに手続を進めてまいります。

また、本日、諮問させていただきましたリサイクル製品認定制度のあり方、こちらにつきましては、リサイクル製品認定部会で御議論、御検討いただくということでございますので、私ども、改めて現状でありますとか、私どもの課題認識でありますとかを部会で十分に御説明を差し上げたいと考えておりますので、御検討のほうをよろしくお願いいたします。

本日、数々の貴重な御意見、御提言をいただきました。今後の環境行政、これらの御意見を踏まえて頑張ってまいりたいと考えておりますので、今後とも御支援、御協力のほう、よろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

司会（岡野課長補佐） ありがとうございました。

本日予定しておりましたものは、以上でございます。これで、本日の審議会を終了させていただきます。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。